

平成22年6月  
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果  
について

警察庁において、平成22年4月2日から同年5月1日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行ったところ、32件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が平成22年6月11日に公布されるに当たり、これらに関する頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則別記様式第十四の備考の5の規定に基づき、国家公安委員会の定める事項を定める国家公安委員会告示

2 命令等の案を公示した日

平成22年4月2日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 32件

(内訳)

電子メール 29件

F A X 2件

郵 送 1件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及び御意見  
に対する警察庁の考え方について

1 ICカード免許証が全国的に導入されたことに伴う運転免許証の様式の見直しにつ  
いて（道路交通法施行規則別記様式第十四（表）関係）

この項目に対して、

- 現行の運転免許証の住所欄は十分な大きさではないことから、本籍欄があった部分も住所欄とし、住所欄を2行とすべきである。

といった御意見がありました。

住所欄を2行とすることについてですが、一般的に、現行の住所欄の大きさでも、住所を表記する上で支障は生じていません。また、住所が長く、運転免許証の表面の住所欄では記載できない場合には、裏面の備考欄を使用して住所を記載して対応しております。これに加え、住所等の記載事項を印字する場所を変更するためには、印刷装置等の改修に多額の費用を要することから、本籍欄以外の欄の配置については、現在の様式と同じものとしたものです。

この他には、

- 本籍欄は残し、本籍を記載するようにすべきである。
- 本籍欄は残し、都道府県名又は国籍だけ記載する方法とすべきである。

といった御意見がありました。

本籍等を記載するために本籍欄を残すことについてですが、平成19年1月から順次発行が開始されているICカード免許証には、運転免許証の保有者のプライバシー保護のため、既に本籍は券面には記載されていません（本籍は、運転免許証に組み込まれたICチップに記録されています）。このICカード免許証が全国的に導入され、運転免許証の様式に本籍欄そのものを設けておく必要がなくなったため、同欄を削ることとしたものです。

2 改正臓器移植法の施行を踏まえた運転免許証の様式の見直しについて（道路交通法施行規則別記様式第十四（裏）及び道路交通法施行規則別記様式第十四の備考の5の規定に基づき、国家公安委員会の定める事項を定める国家公安委員会告示関係）

この項目に対して、

- 臓器移植に対する国民の意見は様々であり、運転免許保有者の中には、臓器提供の意思を表示したくない方も含まれることから、臓器移植の意思表示とは目的を異にする運転免許証に、臓器提供の意思表示欄を設けるべきではない。
- 新様式が交付されるようになるまでの間、旧様式に意思表示欄のシールを貼る

ことができるようにするなどの対応策を講ずるべきである。  
といった御意見がありました。

運転免許証に臓器提供の意思を表示する部分を設けることは、今般、臓器移植法の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正臓器移植法」といいます。）により、死亡後の臓器提供の意思の有無を運転免許証に記載するなど、必要な施策を講ずることとされたことから、行うこととしたものです。臓器提供の意思を表示する部分を設けることは、臓器移植について国民への普及・啓発を図るという社会的な意義を有し、また、運転免許証の機能を害するものでもないことから、これについて御理解いただきたいと考えます。

なお、この部分を用いて意思を表示するか否かは、運転免許証の保有者の任意です。

また、各都道府県警察において、新しい様式の運転免許証の交付を順次開始することとしていますが、それまでの間、引き続き、免許関係窓口等に、本年7月に施行される改正臓器移植法を踏まえた新たな様式の臓器提供意思表示シール、ドナーカードを備え付けるなど、臓器提供の意思表示を適切に行う機会を提供するために必要な措置を講ずることとする予定です。

また、

○ 運転免許証の臓器提供の意思を表示する部分を設けることについて、幅広くかつ長期間にわたって広報するべきである  
といった御意見がありました。

今回の改正について広報すべきだという御意見を頂いたことから、改めて検討いたしました。意見公募を実施した案では、臓器提供の意思を表示する部分の具体的な文言については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」といいます。）等では明示的には規定しないこととしていましたが、新しい運転免許証の様式について、より広く周知されることが必要であると認められたことから、当該部分の具体的な文言を府令で明示的に規定し、運転免許証に臓器提供の意思を表示する部分が設けられたことを、より明らかにすることとしました。また、これに伴い、意見公募を実施した「道路交通法施行規則別記様式第十四の備考の5の規定に基づき、国家公安委員会の定める事項を定める国家公安委員会告示」については、定めないこととなります。

また、

○ 意思表示の記載は任意ではなく、強制とすべきである。それが無理ならば、更新時講習等の際、記載は任意であると断った上で、記載方法を説明するなどして記載を促すこととすべきである。  
といった御意見がありました。

運転免許証裏面の臓器提供の意思を表示する部分は、臓器提供の意思表示をする機会を広く国民の皆様に提供し、もって移植医療に関する啓発及び知識の普及を目的と

して設けるものであり、運転免許証の保有者が必ず記載しなければならない趣旨で設けるものではないことを御理解ください。

なお、更新時講習等の機会を利用して、新しい様式の運転免許証について、概要を説明することを予定しています。

この他には、

- 表示した意思を他人から見られないようにする措置が必要である。
- 運転免許証上に臓器提供の意思を表示した後、当該意思を変更した場合の表記の訂正はどのような方法にするのか。

といった御意見がありました。

これらの御意見については、今後、制度を運用するに当たり、検討してまいります。